

核燃料施設等保安検査実施要領

平成31年4月1日

原子力規制庁

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 保安検査の種類	2
4. 保安検査の期間	3
5. 保安検査の方針	3
6. 年度保安検査計画の作成、通知及び公表	3
7. 年度計画の変更並びにその変更に係る通知及び公表	3
8. 保安検査の実施	4
9. 違反事項の取扱い	4
10. 保安検査報告書の作成	4
11. 原子力規制委員会への報告	4
12. 保安検査報告書の通知、公表等	5
13. 年度評価の実施	5

1. 目的

本実施要領は、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設（以下「研究開発段階発電用原子炉施設」という。）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（以下「核燃料施設等」という。）を設置した工場若しくは事業所又はこれらに係る事務所に対する保安検査の実施方法について定めたものである。

2. 用語の定義

本実施要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 加工規則

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）をいう。

(2) 試験炉規則

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）をいう。

(3) 研開炉規則

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）をいう。

(4) 貯蔵規則

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）をいう。

(5) 再処理規則

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）をいう。

(6) 第二種埋設規則

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）をいう。

(7) 廃棄物管理規則

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号）をいう。

(8) 核燃料物質使用規則

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）をいう。

(9) 1F規則

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃

料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）をいう。

（10）保安検査

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第43条の20第5項、第50条第5項、第51条の18第5項、第57条第5項及び第64条の3第7項の規定に基づく検査をいう。

3. 保安検査の種類

保安検査の種類は、以下のとおりとする。

（1）年4回の保安検査

①基本検査

加工規則第8条の2第1項、試験炉規則第15条の2第1項、研開炉規則第88条第1項、貯蔵規則第38条第1項、再処理規則第17条の2第1項、第二種埋設規則第20条の2第1項、廃棄物管理規則第34条の2第1項、核燃料物質使用規則第2条の13第1項及び1F規則第40条第1項の規定に基づき、保安規定の遵守状況を確認するため、各核燃料施設等において年4回、定期に行う検査。

ただし、廃止措置計画の認可を受けた核燃料施設等に係る検査については、核燃料施設等内に核燃料物質が存在する場合は年4回、核燃料施設等内に核燃料物質が存在しない場合は、廃止措置の実施状況に応じ、年4回以内行うものとする。

②追加検査

加工規則第8条の2第1項、試験炉規則第15条の2第1項、研開炉規則第88条第1項、貯蔵規則第38条第1項、再処理規則第17条の2第1項、第二種埋設規則第20条の2第1項、廃棄物管理規則第34条の2第1項、核燃料物質使用規則第2条の13第1項及び1F規則第40条第1項の規定に基づき、上記の基本検査に加えて、各核燃料施設等において、次に掲げる（a）又は（b）のいずれかに該当する場合に実施する検査

- （a）本実施要領9. 違反事項の取扱いに定める違反の区分のうち「監視」以外の判定を行った場合
- （b）原子力規制委員会が、保安検査により事業者の行う改善措置の状況の確認が必要と判断した場合

(2) 必要があると認めるときに行う保安検査

1 F 規則第 40 条第 2 項の規定に基づき、実施計画による保安のための措置の適正な実施を確保するために必要があると認めるときに行う検査。

4. 保安検査の期間

原子力規制事務所（以下「規制事務所」という。）の原子力運転検査官は、本実施要領 3. 保安検査の種類に定める保安検査を次に掲げるところにより実施する。

(1) 年 4 回の保安検査

年 4 回の保安検査は、1 回の検査当たり 10 週間の期間を標準として設定し、事業者の保安活動及び核燃料施設等の状況に応じて適時検査を実施する。

(2) 必要があると認めるときに行う保安検査

本実施要領 3. (2) の必要があると認めるときに行う保安検査は、必要があると認める期間に実施する。

5. 保安検査の方針

保安検査は、原子力規制委員会が決定する保安検査の基本方針に従い、実効的なものとなるように実施する。

6. 年度保安検査計画の作成、通知及び公表

安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所にあつては、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長）（以下「担当管理官等」という。）は、年 4 回の保安検査について、原子力規制委員会が決定する保安検査の基本方針及び本実施要領 13. 年度評価の実施に基づく前年度の年度評価を踏まえ、担当する核燃料施設等の年度保安検査計画（以下「年度計画」という。）を作成し、担当管理官等名で各核燃料施設等の代表者に通知するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいて公表する。

必要があると認めるときに行う保安検査については、年度計画の作成、通知及び公表は行わない。

7. 年度計画の変更並びにその変更に係る通知及び公表

担当管理官等は、年度計画を変更する場合には、年度保安検査変更計画を

作成し、担当管理官等名で各核燃料施設等の代表者に通知するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいて公表する。

8. 保安検査の実施

統括原子力運転検査官（以下「統括運転検査官」という。）は、年4回の保安検査に当たっては、年度計画（本実施要領7. 年度計画の変更並びにその変更に係る通知及び公表に基づき年度計画を変更した場合にあっては、年度保安検査変更計画）に基づき、担当管理官等と調整の上、実施する。

また、統括運転検査官は、必要があると認めるときに行う保安検査に当たっては、原子力規制委員会が決定する保安検査の基本方針に基づき、担当管理官と調整の上、実施する。

9. 違反事項の取扱い

統括運転検査官は、保安検査において保安規定違反の疑いのある事象を発見した場合又は当該事象について事業者から報告を受けた場合は、直ちに担当管理官等に報告するとともに、事業者に対し事実関係を確認する。

統括運転検査官は、確認した事実関係を踏まえ、当該事象が保安規定に違反しているかどうかを判断する。

統括運転検査官は、保安規定違反について、発生した事象に係る原子力安全に対する影響度等を総合的に考慮した上で、当該事象を評価し、当該事象が軽微な違反（以下「監視」という。）に該当するものかどうかの判定を行う。

担当管理官等は、判定の結果が「監視」以外の区分に該当する場合は、速やかに原子力規制委員会に報告するとともに、法令に基づく命令又は指導文書の発出により、事業者に対し適切な期間内に再発防止策等を報告するよう求めること等について同委員会の判断を仰ぐ。

担当管理官等は判断の結果が「監視」に該当する場合は、本実施要領11. 原子力規制委員会への報告に基づく報告に併せて同委員会に概要を報告する。また、担当管理官等は、その後の基本検査において事業者の行う改善措置の状況を監視する。

10. 保安検査報告書の作成

統括運転検査官は、保安検査終了後、保安検査報告書を作成する。

11. 原子力規制委員会への報告

担当管理官等は、保安検査の実施結果を四半期ごとに原子力規制委員会に報告する。なお、報告時期については、報告対象の四半期が終了してから1

か月以内を目途とする。

1 2. 保安検査報告書の通知、公表等

担当管理官等は、保安検査の実施結果を原子力規制委員会に報告した後、保安検査報告書を担当管理官等名で事業者の代表者に通知するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいて公表する。

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る保安検査報告書にあつては、あわせて国家公安委員会及び海上保安庁長官に送付する。

1 3. 年度評価の実施

統括運転検査官は、年度内に実施した保安検査の結果に加え、保安調査による保安活動の確認結果、トラブル等の発生状況等を踏まえ、担当核燃料施設等ごとの保安活動に係る年度評価を実施する。